

被災住宅の応急修理制度について

1 趣旨

令和7年大船渡市大規模林野火災（以下、「林野火災」という）により、住家が大規模半壊世帯又は中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受け自ら修理する資力の無い世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等の「日常生活に必要な最小限度の部分」を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

※ これとは別に「緊急の修理」制度があり、住家が大規模半壊から準半壊程度相当の被害を受け、雨水の侵入等を放置すると住家の被害が拡大する恐れがある部分について、市が業者に依頼し、速やかにブルーシートの展張等を行う制度（限度額：1世帯あたり税込み51,500円）を3月13日から3月19日までの期間で実施しました。

2 対象世帯及び対象住家

(1) 林野火災に係り災証明書に記載されている住家の被害の程度が、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害の判定となっていること。

ア 被災した住家を修理して居住し続けることが条件になります。

イ 全壊の場合でも、応急修理を行うことにより、居住が可能かつ居住する場合は対象となります。

ウ リ災証明書が必要になります。

エ 修理期間が災害発生の日から1月以上かかる場合は、民間賃貸住宅のみなし仮設への一時避難は可能です。ただし、災害発生の日から6月以内に退去することが条件です。

オ リ災証明書に記載している住家の被害の程度が、中規模半壊、半壊、準半壊の世帯は、自らの資力で応急修理が出来ないことが条件です。（資力に関する申出書の提出が必要になります。）

(2) 住家のみ対象となります。（空き家、作業場、物置、倉庫、駐車場等は「対象外」です。）

3 対象工事

(1) 林野火災と直接関係のある被害で、日常生活に不可欠な部分の修理のみ対象です。

(2) 修理方法は代替措置でも可とします。

例) 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する等。

(3) 下記の例のような修理は「対象外」となります。詳細はお問い合わせください。

- ・古いものを新しいものに交換するもの。
- ・1階トイレが被災したが、2階トイレが使用できる場合。
- ・畳や壁紙のみの修理や交換。

- ・内装仕上げに関するもの。ただし、壊れた床や壁等の下地と合わせて補修等を実施する場合は、定められた範囲のみ対象とします。
- ・家電製品等の修理や交換。
- ・被災前の仕様よりもグレードアップするもの。

例) 暖房便座から温水洗浄便座への交換は「対象外」です。(元から温水洗浄便座の場合は対象になります。)

4 救助期間

修理完了期限は、原則として災害発生の日より6月以内に完了すること。(制度上は、原則として災害発生の日より3月以内となっていますが、この林野火災による応急修理については、期間を延長しています。)

5 救助内容

- (1) 限度額は、1世帯あたり税込み717,000円(準半壊以外の世帯)、348,000円(準半壊の世帯)となります。
- (2) 限度額を超えた部分は、申請者の自己負担となります。
※ 同じ住家に2以上の世帯が同居している場合であっても、限度額は1世帯あたりと同額となります。

6 申し込み

- (1) 受付開始日：令和7年3月21日(金)
- (2) 受付時間：平日8:30～17:15(土日祝日は受付していません)
- (3) 受付場所：大船渡市役所 本庁舎3階 住宅管理課

7 注意事項

- (1) 原則、市に登録している業者(市営建設工事入札参加資格者：建築工事A級及びB級並びに板金工事)による工事となりますが、登録していない業者を希望する場合は、お問い合わせください。
- (2) 市が業者に発注します。指定業者の中から業者を選び見積書入手し、申請書、被害状況の写真、り災証明書等の申請書類一式を揃えて市へ提出してください。
- (3) 自己の資力で修理できない世帯が対象です。既に修理済みのもの等は、対象とならないのでご注意ください。
- (4) 被害状況の写真(修理前)、工事状況の写真(修理中)、完了状況の写真(修理後)を必ず撮影してください。写真が無い場合は、対象とならない場合があります。

8 問い合わせ

大船渡市役所 住宅管理課 住宅建築係(本庁舎3階) TEL:0192-27-3111(内線322)